

職員団体との意見交換会の議事要旨

(開催日時)

平成24年3月27日(火) 9:30~11:29

(開催場所)

札幌第1合同庁舎15階1・2号会議室

(出席者)

当局側(北海道開発局)

稗田 昭人(開発監理部長)、山崎 弘善(開発監理部次長)、
齊藤 基也(総務課長)、佐藤 晶紀(人事課長)、和田 俊博(職員課長)、
小泉 俊則(総務課適正業務指導官)、江良 その子(人事課人事対策官)、
外崎 文彦(総務課長補佐)、高野 互(職員課長補佐)、
水口 弘幸(職員課長補佐)

職員団体側(全北海道開発局労働組合)

藤田 晃久(書記長)、熊倉 輝人(中央執行委員(企画部長))、
久保 賢次(中央執行委員(組織部長))、小松 陽一(中央執行委員)

(議題)

- (1) 人事評価制度について
- (2) 業務推進工程表について
- (3) 連絡車の配置・自操運転について
- (4) 宿舎について

(発言概要)

<人事評価制度について>

(職員団体) 平成24年1月昇給から人事評価の結果が反映されているが、評価結果が上位にも関わらず、上位の昇給区分から外れた者がいるのではないかと。制度運用の透明性を図る上で、それらの者に対して理由や今後の取扱い等について説明する必要があるのではないかと。

また、職員団体へもその状況や運用について情報提供すべきである。

(当局) 人事院規則等により上位の昇給区分の決定割合が定められていることから、評価結果が上位のグループに属していても必ずしも上位の昇給区分に決定されるものではなく、この旨は、1月昇給のお知らせやマニュアル等により既に職員への周知を図っているところである。

また、上位の昇給区分の決定過程については人事権の行使に関わる事項であり、説明はできない。

(職員団体) 人事評価については、期首・期末面談における評価者の説明不足などにより、評価結果に対する職員の不満が大きくなっている。評価者の人材育成や個別項目を含めた評価結果の全面開示、苦情処理への職員団体の参加を求める。

(当局) 人事評価制度の運用については、評価者と被評価者との間で信頼関係を築いていくことが大事と考えている。評価者に対しては、期首・期末面談はその貴重な機会の一つであり、面談を通じてコミュニケーションを図り、信頼関係を築き適切な指導を行うよう引き続き指導してまいりたい。

また、評価者の育成については、各種の会議や研修を通じて取り組んでいく考えである。

なお、現行の制度・規程上、個別項目の評価結果の開示や苦情処理への職員団体の参加については、当局として措置し得ないものである。

引き続き、制度の適切な運用に努めてまいりたい。

<業務推進工程表について>

(職員団体) 業務推進工程表については、本局が各開発建設部の状況を把握し、管理・総括を行い、説明内容の統一や改善に向けて、開発建設部に対する調整・指導を図るべきである。

(当局) 業務推進工程表については、各開発建設部長の責任において、各々の課所の業務

の内容等に応じて、業務推進に関する基本的な事項や推進体制及び業務概要のほか、課所長が必要と判断する事項について作成しているものであり、基本的な枠組みについては共通している。

なお、業務推進工程表については、一義的には各開発建設部の責において作成されているものであるが、業務の円滑な推進を図る上で、必要があれば、本局としても適宜、指導等を行っていく考えである。

- (職員団体) 業務推進工程表の説明時期について、4月に入ってから行う開発建設部もあると聞いているが、遅くとも3月中には一度職員説明し、4月に再度確定部分も含め説明すべきである。本局としての指導状況如何。
- (当 局) 業務推進工程表の説明については、各課所ごとに様々な形で実施され、3月中に行われているものと考えているが、適切な時期に説明が行われるよう、改めて指導を行っていききたい。

<連絡車の配置・自操運転について>

- (職員団体) 開発建設部や現場の事務所では、業務に必要な連絡車が削減され、事業の執行に支障を来しており、また、運転手付き車両に限られた中で、やむを得ず自操運転せざるを得ず、職員の負担増にも繋がっていると聞いている。当局はそのような状況を把握しているのか。

事業を円滑に進めていくためにも、まずは業務に必要な運転手付きの連絡車の確保を求める。

- (当 局) 連絡車の配置については、各々の箇所における業務内容や地理的条件のほか、走行距離、利用頻度等の走行実態を考慮し、また、事業の見通しをも加味して、各開発建設部の意見を聴きながら、その必要性を総合的に検討した上で決定しているところである。

当局としては、業務に必要な車両（運転手付き車両と自操車両を合わせて）は確保されており、特段、事業執行上の支障は生じていないと考えている。

- (職員団体) 自操運転は、職員の本来業務ではなく負担増となるため、反対である。
自操運転に関して、各職場から、手続（課所長不在時の対応）の説明不足や安全面における不安（車両の点検整備、事故を起こした場合の不安など）、課所長の道路・気象状況の判断に関する疑問など、多くの問題が挙げられている。当局の対応如何。

- (当 局) 公用車については、国民の目から見て納得できる利用形態であることが必要であり、車両管理業務（委託）については業務の安全性・効率性の観点から真に必要な場合に限定し、職員による自操運転を積極的に推進していくこととしている。

自操運転は本来業務に付随する業務であり、特別なことではない。

自操運転規程については、自操運転を積極的に行いたいという職員からの多数の意見要望を踏まえて手続の簡素化を図ってきているところであるが、その適切な運用について、課所長への指導を引き続き図っていききたい。

また、自操運転に対する安全管理の意識が薄れることのないよう管理者及び職員の認識を徹底し、安全運行が行われるよう指導していききたい。

-
- (当 局) 本日、意見交換した3点については、当局として取り得る努力を行っていききたい。

※文責は北海道開発局当局（今後修正があり得る）